

# 自動車リサイクル法 登録申請及び変更届等の手引き

引 取 業 者

福岡市 環境局 循環型社会推進部  
産業廃棄物指導課

## 使用済自動車引取業者登録申請手続きについて

### 1. 提出先

〒810-8620

福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市役所 行政棟13階

福岡市 環境局 循環型社会推進部 産業廃棄物指導課

TEL (092) - 711-4303

FAX (092) - 733-5592

### 2. 提出部数

申請書類 正本 1部 副本(控えが必要な場合) 1部

### 3. 申請手数料

許可申請に係る手数料は次のとおりです。

業の種類	申請の種類	申請手数料
自動車リサイクル法 引取業者申請	新規許可申請	3,000円
	更新許可申請	3,000円

※ 手数料は市収入証紙にてお支払いいただきます。

証紙は市役所地下1階の売店で販売いたしております。(収入印紙ではありませんのでご注意ください)

いったん受領した申請手数料は申請の取り下げその他いかなる場合にも返還できませんのでご了承ください。

また、変更届、廃止届については手数料は必要ありません。

### 4. 提出方法について

登録(更新)は、郵送による申請は受け付けておりません。

申請にあたっては手数料(市収入証紙)の納入が必要ですので、来課のうえで申請をお願いいたします。

### 5. 登録の有効期限について

登録の有効期限は5年間です。

したがって、期限満了後も業を継続して行う場合は、登録の更新が必要です。

登録の更新を行う場合は、登録期限満了のおおむね2ヶ月前に更新の申請を行って下さい。

引取業者登録（更新）申請に係る必要書類一覧

必 要 書 類	個人	法人	備 考
・引取業者登録（更新）申請書	○	○	・様式第一 （登録印を押印すること。ただし印鑑証明の添付は不要です）
<申請者が個人の場合> ・住民票の写し、又は外国人登録原票記載事項証明書	○		・住民票の写しについては本籍地記載のもの  ・登記事項証明書（履歴事項全部証明書）住民票の写し、外国人登録原票記載事項証明書については、 <u>発行後3ヶ月以内のもの。</u>
<申請者が法人の場合> ・登記事項証明書（履歴事項全部証明書）		○	・外国人登録原票記載事項証明書については、国籍の属する国における住所又は居所が記載されているもの。
<申請者が未成年の場合> ・法定代理人の住民票の写し、又は外国人登録原票記載事項証明書	○		
・申請者が使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類	○	○	次のうちいずれかの書類 ・「残存フロン類の確認方法」を記載した書類 ・使用済自動車の構造に関して十分な知見を有するものが確認できることを示す書類 （例）自動車整備士や中古自動車査定士等の資格証の写し 業界団体が行う講習の受講修了証の写し 等
・欠格要件に該当することを誓約する誓約書	○	○	・添付書類様式8 （登録印を押印すること。ただし印鑑証明の添付は不要です）

## 変更の届出

次の事項に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を届出なければなりません。

引取業者変更届出書（様式第二）に、次に掲げる書類を添付し提出してください。

変更事項	添付書類	
氏名又は名称（商号変更を含む）及び住所ならびに法人にあっては代表者の氏名の変更	個人	(1)住民票の写し（本籍地記載のもの）、または外国人登録原票記載事項証明書 (2)誓約書（添付書類様式8）
	法人	(1)登記事項証明書 (2)誓約書（添付書類様式8）
役員の名	(1)登記事項証明書 (2)誓約書（添付書類様式8）	
（申請者が未成年者の場合） 法定代理人の氏名及び住所	(1)法定代理人の住民票の写し（本籍地記載のもの）又は外国人登録原票記載事項証明書 (2)誓約書（添付書類様式8）	
事業所の名称及び所在地	(1)事業所を追加した場合、その事業所について ・使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類 (2)誓約書（添付書類様式8）	
フロン類が含まれているかどうかを確認する体制	(1)新たな確認方法を説明する書類 (2)誓約書（添付書類様式8）	

※住民票の写し（本籍地の記載があるもの）、外国人登録原票記載事項証明書、登記事項証明書は、発行後3ヶ月以内のもの。

## 廃業の届出

次のいずれかに該当することになった場合には、その日から30日以内に引取業者廃止届出書を提出しなければなりません。

廃止届出書と併せて、既に交付されている登録通知書（原本）を返納してください。

廃業等の区分	廃業等の届出を行う者
死亡した場合	その相続人
法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員であったもの
法人が破産により解散した場合	その破産管財人
法人が合併又は破産以外の事由により解散した場合	その清算人
登録にかかる引取業を廃止した場合	引取業者であった個人又は引取業者であった法人を代表する役員

様式第一（第四十六条関係）

登 録  
引取業者 申請書  
登録の更新

※登録番号	
※登録年月日	

年 月 日

福 岡 市 長 殿

(郵便番号)  
住 所  
氏 名 印  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第43条第1項の規定により、必要な書類を添えて引取業者の登録（登録の更新）を申請します。

役員 <small>の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。）</small>	
(ふりがな) 氏 名	役職名
法定代理人 <small>の氏名及び住所（未成年者である場合記入すること。）</small>	
(ふりがな) 氏 名	
住 所	(郵便番号)
	電話番号

事業所の名称及び所在地	
名 称	
所在地	(郵便番号)  電話番号
名 称	
所在地	(郵便番号)  電話番号
名 称	
所在地	(郵便番号)  電話番号
使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制	

- 備考
- 1 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
  - 2 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。ただし、「使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制」の欄については、まとめて記載することも可能とする。
  - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第二（第四十八条関係）

引取業者変更届出書

年 月 日

福岡市長 殿

(郵便番号)

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付け第 号で登録を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第46条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容		
変更の理由		

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

引取業者廃止届様式

引取業者廃止届出書

年 月 日

福岡市長 殿

(郵便番号)

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付け第 号で登録を受けた引取業者の廃止をしたので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第48条の規定により、次のとおり届け出ます。

引取業者の登録を受けていた者（廃止する者）	住所  氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  登録番号
廃止の理由	

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

平成 年 月 日

## 誓 約 書

住 所  
氏 名

〔法人にあっては名称  
及び代表者の氏名〕

印

申請者は、次の各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 2 使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「法」という）、フロン類回収破壊法（平成13年法律第64号）若しくは廃棄物処理法（昭和45年 法律第137号）又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 3 法第51条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- 4 引取業者で法人であるものが、法第51条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその引取業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- 5 法第51条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 6 引取業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- 7 法人でその役員のうち1から5までのいずれかに該当する者があるもの

### (法第51条第1項)

都道府県知事は、引取業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 1 不正の手段により引取業者の登録及び登録の更新を受けたとき。
- 2 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制が法第45条第1項の主務省令で定める基準に適合しなくなったとき。
- 3 法第45条第1項第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号のいずれかに該当することとなったとき。
- 4 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

自動車リサイクル法に関するご相談は

福岡市 環境局 循環型社会推進部  
産業廃棄物指導課

〒810-8620

福岡市中央区天神一丁目8番1号  
福岡市役所 行政棟13階

TEL (092) 711-4303

FAX (092) 733-5592

までお問い合わせ下さい。

平成21年4月作成